

## 令和5年山武市教育委員会会議第5回定例会会議録

1. 日 時 令和5年5月19日（金）午後2時00分開催
2. 場 所 教育委員会会議室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 内田 淳一
4. 議 題

### 議決事項

- 議案第1号 代理の承認を求めることについて（山武市議会第2回臨時会提出議案（財産の取得）に同意することについて）
- 議案第2号 山武市議会第2回定例会提出議案（令和5年度山武市一般会計補正予算（第2号）に同意することについて）
- 議案第3号 山武市学校評議員の委嘱について
- 議案第4号 山武市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 令和5年度教科用図書山武採択地区協議会規約の承認について
- 議案第6号 令和5年度教科用図書山武採択地区協議会委員の選出について
- 議案第7号 令和5年度教科用図書山武採択地区専門調査員の推薦について

### 報告事項

- 報告第1号 山武市議会第2回臨時会の報告について
- 報告第2号 令和4年度山武市学校評議員事業報告について
- 報告第3号 行事の共催・後援について
- 報告第4号 令和5年6月の行事予定について
- 報告第5号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

出席委員	教育長	内田 淳一
	教育長職務代理者	今関 百合
	委員	木島 弘喜
	委員	北田 昭雄
	委員	鈴木 智子
	委員	相葉 英樹

欠席委員 なし

出席した職員の職及び氏名

教育部長	今関 正典
教育総務課長	川島 美雄
子ども教育課長	加藤 直樹
子ども教育課指導室長	高橋 和雄
施設整備課長	嘉瀬 多市
生涯学習課長	渡邊 幹夫
スポーツ振興課長	五木田 吉信
図書館長	大石 由香

事務局

教育総務課副主幹	鈴木 敏一
教育総務課総務企画係主事	市東 和洋
教育総務課総務企画係主事	豊田 真衣

◎開 会 午後2時00分

教育長

それでは、御苦勞さまでございます。先週の土曜日に山武中学校の運動会が、市内の小中学校で最初の順番になりますけど、開催されました。鈴木委員にも参加していただきました。雨がちょっと心配だったんですけども、無事開催することができて、子供たちの元気な姿が見られました。

ただいまから、山武市教育委員会会議令和5年第5回の定例会を開会いたします。

それでは、日程第1に入る前に、事前に配布しました議事日程について、追加をお願いしたい案件がございます。教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、議案第6号の次に、令和5年度教科用図書山武採択地区専門調査員の推薦についてを議案第7号として追加したいのですが、皆様、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

教育長

異議がないようですので、議案第7号を加えた資料を配布します。

---

◎日程第1 会議録署名人の指名

教育長

それでは、日程第1、会議録署名人の指名を行います。今回は木島委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

木島委員

はい、承知しました。

---

◎日程第2 会議録の承認

教育長

続きまして、日程第2、会議録の承認です。

令和5年第4回定例会の会議録を事前に配布させていただきましたが、異議ありませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

教育長

異議がないようですので、承認といたします。

---

◎日程第3 教育長報告

教育長

次に、日程第3、教育長報告です。資料の1ページになります。御覧ください。

4月21日、山武地区教育委員会連絡協議会表彰者選考委員会、

同じく理事会が開催され、今関職務代理者にも参加していただきました。

また、同じく4月21日、山武地区教育長協議会が開催されました。

4月25日、森林環境教育プログラムの一環として、日向の森で森林観察や植樹の体験学習が行われ、日向小学校、睦岡小学校、山武北小学校の3年生が参加をいたしました。この学習は、小学校3年生から中学校卒業までの7年間を通して、市の森林環境を学ぶように計画された学習です。本年度は試行として、旧山武地区の小中学校4校で実施しておりますけれども、今後、市内の他地区の学校にも広げていくように考えております。

4月30日、市の芸術文化協会の総会が開催されました。総会についてですけれども、感染症によって規制がありましたが、それが随分緩和されてきて、多くの団体が総会等に参集した形で実施できるようになっておりました。

5月8日から、市内小中学校の新しい管理職を私が訪問いたしました。お話を伺う機会を設けました。

5月10日、小中学校の校長会議が開催されました。その中で、私から各校長へお話ししたことなんですけれども、例えば運動会等の体育的な行事ですとか、学芸的、文化的な行事は、児童生徒が成長する上で非常に大事な活動でありまして、今働き方改革が取り沙汰されていますが、削るべき業務と削るべきでない業務とよく見極めてくださいというお願いをさせていただきました。

5月12日、市議会の全員協議会が開催され、選挙後の新しい顔ぶれが揃いました。

同じく5月12日、少年海外派遣支援事業の事前説明会がございました。事務局の予想を大きく上回る40名以上の参加ということでございました。

5月13日、先ほど申し上げましたように山武中学校の体育祭が開催されました。

5月15日、委員の皆様にも参加していただきまして、山武地区教育委員会連絡協議会の総会が開催されました。

5月16日、市内全ての小学校が参加しまして、小学校陸上記録会が成東総合運動公園で開催されました。

同じく5月16日、市の要保護児童対策地域協議会の代表者会議が開催されました。

5月18日、市議会の第2回臨時会が開催されました。後ほど詳

しく報告をさせていただきます。

同じく5月18日、家庭教育学級の合同開級式及び第1回社会教育委員会議が開催されました。

そのほかは表に記載のとおりでございます。

続いて、本日の議題について申し上げます。本日は、議決事項として、議案第1号から、先ほど追加しました第7号までの7件、報告事項として、報告第1号から第5号の5件となります。そのうち議案第2号は、市長または議会に対する意見の申し出、その他関係機関との協議を必要とする事項であることから、また、議案第6号及び第7号は、公正確保の観点から、期限まで公開に適さない事項であることから、さらに、報告第5号は、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれのある事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたいのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員でございます。よって、議案第2号、第6号、第7号及び報告第5号は秘密会といたします。

---

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

教育長

それでは、日程第4の議決事項に入ります。

議案第1号、代理の承認を求めることについて、事務局から議案の説明をお願いいたします。

図書館長、お願いします。

図書館長

図書館の大石です。よろしくをお願いいたします。議案第1号、代理の承認を求めることについて説明いたします。資料2ページ、3ページになります。

今回取得する財産は、予定価格が2,000万円以上となるため、本契約を締結するに当たり市議会の議決が必要となり、第2回臨時会に提出させていただきました。そのため、教育委員会組織規程第4条の規定により、教育長が代理処理させていただきましたので、承認をお願いするものです。

取得する財産の概要については、次のとおりです。財産の名称は山武市立図書館及び山武市立小中学校図書館システム機器購入

で、取得方法は随意契約の公募型プロポーザル方式、取得価格は3,586万1,210円で、契約の相手方は京セラコミュニケーションシステム株式会社です。

平成29年度に導入しました山武市図書館システム及び学校図書館システムは、同一のサーバーを使用しております。図書館システムのサーバーは、安全性の観点から通常5年で機器の入替えを行っていますが、現在6年目に入り、機器の更新時期を迎えております。令和5年3月にプロポーザルを行い、契約の相手方が決定いたしました。それに伴い機器の購入を行うものです。

対象となるものは、共有のサーバーと図書館3館のパソコン計27台、市内小中学校15校と教育委員会のパソコン計16台の合計43台と、プリンターやバーコードリーダー、キーボード等周辺機器、マイクロソフトオフィス、コンピューターウイルス対策ソフト等のライセンスなどです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**教育長**                    それでは、委員の皆様から質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

**教育長**                    それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**教育長**                    ありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり承認といたします。

---

#### ○議案第2号

（議案第2号は、秘密会につき概要のみ記載）

**教育長**                    続きまして、議案第2号、山武市議会第2回定例会提出議案に同意することについて、ここから秘密会といたします。

それでは、提案理由を事務局からお願いします。

子ども教育課長、お願いします。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり同意

教育長

ここで秘密会を解きます。

---

○議案第3号

教育長

続きまして、議案第3号、山武市学校評議員の委嘱について、事務局から提案をお願いします。

子ども教育課長、お願いします。

子ども教育課長

それでは、議案第3号、山武市学校評議員の委嘱について御説明いたします。資料は5ページを御覧ください。

市内15校のうち、6校につきましては学校運営協議会というものが設置されていますので、その6校を除いた9校の学校評議員の方々の一覧でございます。備考欄に書いてありますが、小学校24名、中学校8名の合計32名、その中で、継続が23名、新規は9名となります。委嘱期間は、令和5年5月19日から令和6年3月31日までとなります。

よろしく願いいたします。

教育長

それでは、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決といたします。

---

○議案第4号

教育長

続きまして、議案第4号、山武市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

資料は6ページとなります。山武市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由でございますが、教育委員会の会議は原則として公開

することとなっております。しかしながら、人事に関する事項や個人情報を含むもの、また、結果が出るまで表に出せない事柄など、そういった協議内容については非公開とし、これまでも議事を行ってまいりました。しかしながら、非公開とすることができる事項について、この規則に明文化されていませんでしたことから、今回、教育委員会会議にて非公開とすることができる事項について、明文化をするものでございます。あわせて、実態に合わせ所要の改正を行いました。

資料8ページの新旧対照表を御覧ください。まず、第12条の部分を御覧ください。こちらは、会議の公開等についてでございます。改正案にありますように、非公開とすることができる事柄について、1号から5号までという形で記載をさせていただきました。

また、次のページを御覧ください。第2項でございますが、非公開とすることについての発議は、討議を行わず可否を決すること。また、第3項でございますが、会議を非公開とするときは、教育長は、教育長が指定する者以外の者を退席させることについても明文化をいたしました。そのほかの改正部分については、実態に合わせ、所要の改正をするものでございます。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

**教育長**

ありがとうございました。

それでは、質問等ございますでしょうか。

木島委員、お願いします。

**木島委員**

1点だけよろしいですか。秘密会についてですが、今までは、議事録を確実に何か作成していただいて、それをチェックするような形だったんですけれども、こちらの改正案のほうを見ると、必ずしも議事録は作成しなくても良いというように読み取れるんですけれども、その辺、私の勘違いかどうかというところで、ひとつ回答をよろしく願いいたします。

**教育総務課長**

会議録の公表ということで、第26条の改正の部分をおっしゃったのかと思います。会議録はこれまで同様、公開をいたします。ただし秘密会、これからは非公開になりますが、非公開の部分で、公開する要件を備えた時点でこれからは公表していくことになり



ます。ただ、即時公表ということではなくてというところに対応できればと考えております。

教育長 よろしいですか。

木島委員 はい、分かりました。

教育長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ○議案第5号

教育長 続きまして、議案第5号、令和5年度教科用図書山武採択地区協議会規約の承認について、事務局からお願いいたします。  
子ども教育課長、お願いします。

子ども教育課長 議案第5号、令和5年度教科用図書山武採択地区協議会規約の承認について御説明いたします。資料は11ページからとなります。  
令和6年度の使用教科用図書を採択するに当たり、令和5年度教科用図書山武採択地区協議規約を承認することについて、山武市教育委員会組織規則第3条第15号、教科用図書の採択に関するものの規定により、議決を求めるものでございます。  
提案理由としましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定による協議を行うため、令和5年度教科用図書山武採択地区協議会規約の制定を承認しようとするものでございます。  
規約につきましては、12ページ、13ページとなります。  
以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、委員の皆様から質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。  
では私から。教科書と教科用図書の違いを説明してください。

**子ども教育課長** 教科用図書とは、小中学校、高校、特別支援学校等の学校で、授業の主な教材として使われる図書のことです。教科用図書のうち、特に文部科学省の検定を経たものまたは文部科学省が書作の名義をもつものを教科書とといいます。

**北田委員** では、それに関連してですけど、そうすると教科用図書というのは特に、文部科学省の検定は通ってなくてもいいということですか。

**子ども教育課長** たとえば特別支援学級等においては、児童生徒の実態を考えると、指導に適する検定済み教科書がない場合もあります。そのときは、教科書以外の一般図書を教科用図書として使用することもあります。

**教育長** そのほかございますか。  
相葉委員、お願いします。

**相葉委員** では、それに続いて。よく算数とかですと、教科書があつて、ドリルがあつて、ワークがあるとか、その教科用図書の解釈というのはドリルとかワークのほうに当てはまるということなんですか。それとも教科書自体も教科用図書の中に当てはまってくるということですか。

**子ども教育課長** 今回の算数の例でとりますと、算数の教科書がありまして、それ以外にドリルとかワークとかがありますが、ドリルとかワークというのは副教材という扱いになって、教科用図書という扱いではないんです。

**相葉委員** では、教科書が教科用図書だと考えられると。

**子ども教育課長** はい。

**教育長** そのほかございますか。  
では私からいいですか。この地区協議会規約というのは、今年初めてこれをやったわけではないんですよ。もう例年こういう形で使っているということによろしいですか。

子ども教育課長 はい。

教育長 具体的な教科書というのは、もう検定教科書というのはでき上がっているわけですね。

子ども教育課長 検定教科書はでき上がっています。

教育長 我々の目にはいつそれが見られるようになるのでしょうか。

子ども教育課長 本日届いたところで、まだお見せできる準備が整っておりません。

教育長 比較するのに、ないと比較できないですね。  
我々が採択するわけですから、Aの教科書、Bの教科書というのを見ないと採択できないわけで、いつ、物はもらえるのか。物がないと、もらわないと採択できないと思いますから、その辺の手続については早めにちょっと調べていただいていた方がいいですか。

子ども教育課長 はい。

教育長 そして、実際に実物を手にして、どれがいいという作業になるわけですね。

子ども教育課長 はい。

教育長 では、その手続について確認をしておいていただきたいと思います。  
そのほか、委員の皆様よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手全員です。よって、本議案は原案のとおり承認いたします。

---

○議案第6号

(議案第6号は、秘密会につき概要のみ記載)

**教育長** 続いて、議案第6号、令和5年度教科用図書山武採択地区協議会委員の選出について、ここから秘密会とします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、北田委員の案件でありますので、その間だけ退席をお願いします。

それでは、提案理由の説明を事務局からお願いします。

子ども教育課長、お願いします。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり可決

---

○議案第7号

(議案第7号は、秘密会につき概要のみ記載)

**教育長** それでは、続けます。議案第7号、令和5年度教科用図書山武採択地区専門調査員の推薦について、事務局から提案をお願いします。

子ども教育課長、お願いします。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明

※審議結果 原案のとおり可決

**教育長** ここで秘密会を解きます。

---

◎日程第5 報告事項

○報告第1号

**教育長** 続いて、日程第5、報告事項に入ります。

報告第1号、山武市議会第2回臨時会の報告について、事務局から報告をお願いします。

教育部長、お願いします。

**教育部長** 報告第1号、令和5年山武市議会第2回臨時会についてです。資料は15ページを御覧ください。

市議会の第2回臨時会は、昨日18日、会期1日の日程で行われました。今回の臨時議会は、選挙後初めての議会となるため、日程では議長、副議長の選挙から始まり、選挙の結果、議長には北田守議員が、副議長には市川陽子議員が互選されました。

続いて、日程第6で各常任委員会委員の選任が行われました。別冊資料の5枚目、または後ろから3枚目を御覧ください。教育部に關係する文教厚生常任委員会は、長谷部議員が委員長に、渡邊聡議員が副委員長に選任されました。また、委員には、萩原議員、並木議員、杉山議員、池田議員の4名が選任されています。そのほかの常任委員会の委員長及び副委員長並びに委員については、資料記載のとおりでございます。

資料は次のページです。日程第7では、議会運営委員会の委員長、副委員長が決まりました。委員長に萩原議員、副委員長に小川一馬議員、また、議会だより編集委員会では、委員長に玉置議員、副委員長に鈴木議員が選任されました。各委員については、御覧のとおりでございます。

次に、元資料の15ページに戻ります。日程第8から第11まで、一部事務組合の議会議員の選挙がありました。初めに、東金市外三市町清掃組合議会議員に、石川議員と櫻田議員が、山武郡市環境衛生組合議会議員に、長谷部議員、北田議員、萩原議員、小川一馬議員の4名が、山武郡市広域水道企業団議会議員に、小川善郎議員と市川議員が、最後に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、石川議員が当選されました。

次に、資料16ページの提出議案等一覧を御覧ください。教育部に關係する議案等は、議案第4号の財産の取得と報告第3号の専決処分の報告についての2件です。議案第4号は、図書館システム機器等の購入について、報告第3号は、学校給食費滞納者に対し支払いを求める訴えの提起についてです。

なお、今臨時会に提出しました5議案は、全て可決されました。

資料には記載されていませんが、追加日程で、山武市監査委員の選任につき同意を求めることについてが議案として追加され、市長から石川議員の選任についての説明があり、採決で議会の同意が得られました。

以上が山武市議会第2回臨時会の主な内容でございます。

教育長

ありがとうございました。

委員の皆様から何か、ここは聞きたいとかということがあれば

質問を。

**北田委員** 報告第3号の学校給食費滞納者に対し支払いを求める訴えの提起についてということなのですが、これは具体的にどういったことでしょうか。

**教育部長** 学校給食の提供を受けた生徒の保護者が給食費を滞納し、再三にわたる督促、催告にも関わらず、給食費を納付しなかったため、本年の3月8日に民事訴訟法に基づく支払い督促の申立てを東金簡易裁判所に行いました。その結果、分納納付を希望する旨の異議申立書というものが提出されました。この異議申立書が出たことによって、民事訴訟法の規定によって、訴えの提起があったものとみなされて、通常裁判に移行するというスタイルになるんです。本来、訴えの提起というものは議会の議決議案ですけど、訴訟額が13万円だったので、100万円以下であることから、地方自治法によって、市長が3月28日に専決処分をしたということでの報告となります。

**北田委員** そうすると、その1件に対しての訴訟ですか。

**教育部長** はい、1件です。

**教育長** 質問はよろしいですか。

(「はい。」の声あり)

---

○報告第2号

**教育長** それでは、続けます。報告第2号、令和4年度山武市学校評議員事業報告について、事務局から報告をお願いします。

**子ども教育課長** それでは、報告第2号、令和4年度山武市学校評議員事業報告について御説明いたします。資料につきましては、17ページ、18ページとなります。

先ほど、学校評議員の委嘱の中でも申し上げましたが、山武市内の6校が学校運営協議会を設置しておりますので、それ以外の9つの小中学校の事業報告となります。表の中の白丸につきましては成果の部分、白三角の部分につきましては課題の部分となり

ます。どの学校も昨年度は、コロナ禍が大分明けしてきたということで、各委員さんに訪問していただき、授業参観をしていただいたり、意見交換をしていただきました。教育活動において、貴重な御意見をいただけたという報告を受けております。

以上となります。

**教育長**

ありがとうございました。

質問等よろしいですか。

北田委員、お願いします。

**北田委員**

では、今の報告に関連してですけれども、資料を見させていただいて、概ねその学校評議員制度の趣旨を活用して、各学校でも取組がされているというふうに読ませていただきました。私も学校の経営について、こういったような形でいろんな人から意見を伺うということは非常に参考になりましたので、また本制度を活用して、一層の各学校で取組がされることを期待しております。

あと、学校運営協議会制度というのが、課長の話にもありましたけれども、それとの関係で、現在6校が学校運営協議会制度を設立していますよね。当初は統合学校から始めようというような話であったかと思うんですが、それ以外にも、旧山武地区で制度を立ち上げています。今後、学校運営協議会制度を広めていく見通しがもしあれば、教えてもらいたいです。

**子ども教育課長**

学校運営協議会は、統合校につきましては、それぞれの学区が一緒になるということで、地域の連携を深めていくということで積極的に進めてきました。現在この取り入れていない学校でも学校評議員制度の中で、地域との連携は取れております。地域との連携をもっと深めたいですとか、もっと進めていきたいというような要望があった場合には、こちらも後押しをしていきたいと考えます。

**北田委員**

分かりました。ありがとうございました。

それともう一つ、要望ですけれども、令和3年でしたっけ、学校運営協議会制度を立ち上げているところの事例報告みたいなのがありましたよね。そういうもし機会があれば、やっているところの情報交換も含めて、設けていただければなと思います。

教育長 御検討いただければと思います。  
そのほかよろしいですか。  
鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 学校運営協議会と学校評議員の違い、簡単にもう一度教えていただけますか。中学校と小学校が一緒にやっているものが運営協議会ですか。

子ども教育課長 そうではないです。学校運営協議会というのは、主な役割として校長の作成する学校運営方針の承認、学校運営に関する意見を校長や教育委員会に述べることで、教職員の人事に関して意見を述べることができます。コミュニティ・スクールというものを聞いたことがあると思うんですが、コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校を言います。学校評議員制度は、評議員は校長の求めに応じて、学校運営に意見を述べることとなります。

学校運営に意見を述べるのは同じですが、学校運営協議会の方が、より大きな権限と責任を持ちます。

鈴木委員 ありがとうございます。

教育長 学校運営協議会と権限が大きく異なるところもあると思いますので、その辺についてもまた整理をして何か情報提供いただけるとありがたいです。  
そのほかよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

---

#### ○報告第3号

教育長 続きまして、報告第3号、行事の共催・後援について、事務局からお願いします。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 報告第3号、行事の共催・後援でございます。資料は19ページになります。

4月に許可を行った行事でございますが、記載の後援2件になります。申請書等附属資料が20ページから27ページとなります。



説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 何か質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 では、先に進みます。

---

○報告第4号

教育長 報告第4号、令和5年6月の行事予定についてですけれども、これはお読みいただいていると思いますので、事務局からの説明は割愛させていただきます。

質問等があれば、よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

---

○報告第5号

(報告第5号は、秘密会につき概要のみ記載)

教育長 続きまして、報告第5号、要保護及び準要保護児童生徒の認定についてです。ここから秘密会とします。では、事務局から報告をお願いします。

子ども教育課長、お願いします。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明

教育長 それでは、秘密会を解きます。

---

○その他

教育長 その他、報告すべき事項、事務局からございますでしょうか。指導室長、お願いします。

指導室長 別紙で配布してある山武市教育委員会ダイアリーを御覧ください。

まず、1でございます。学校が始まりまして本年度1か月とちょうど1週間が過ぎました。今年は、入学式から全校で歌声の響く明るいスタートを切ることができました。コロナウイルスがまだまだ心配ですけれども、昨年よりも伸び伸びと学習と生活に、子供たちは頑張っております。

2番です。先ほど教育長からもありましたけれども、本年度の木育の学習が始まりました。小学校3年生が山武杉の植樹に挑戦しました。楽しそうに取り組んでおり、千葉テレビの取材等も入り、ニュースで報道されたところでございます。

裏面です。市内学校情報です。まず、4月末の統計なんですけれども、教職員の車の事故が2件、子供の交通事故が1件ございました。今後、様子を見ながら注意をしていきたいと思いますが、職員の働き過ぎ等にも注意をしていきたいと思っております。

今後、来週の月曜日から、千葉県教育長の教育事務所訪問が始まります。

4番、4月26日に市内の特別支援学級の担当の先生を集めて研修を開きました。当市でも国や県の動向を確認しながら、本市でも特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、4月1日に遡りますが、こども基本法が施行されました。平成6年の児童の権利条約の批准から30年たち、ようやく基本法が成立し、国内法の整備が整ったところです。各学校での指導の基盤として、子供の権利について理解の促進に努めたいと思っております。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

せっかくですから、皆様から内容について何か御質問あれば、相葉委員、お願いします。

相葉委員

職員の方の事故というのは、通勤途中での事故ですか。

指導室長

この4月の分は、1件は退勤のときに、まだ4月始まったばかりでちょっと次の行事を控えていて準備等があって遅かったのです。1件は家庭訪問をしているときに縁石にちょっとこすってしまったと。

相葉委員

物損ですか。

指導室長

はい。

相葉委員

そういうのも報告義務がありますか。

指導室長 小さいものですと我々のほうに連絡が来て、大きな事故になると県等に報告をしていきます。

相葉委員 業務中以外でも、プライベートでの事故があった場合は報告が上がるという形ですね。

指導室長 ええ。一応事故があったときは、警察を呼んで記録を残し、こちらに連絡をいただくことになっております。

相葉委員 分かりました。

教育長 事故がないように指導していかないといけないと思います。そのほかよろしいですか。

では、以上をもちまして、教育委員会会議第5回定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

---

◎閉 会 午後2時58分